



平成29年12月25日

海津市長 松 永 清 彦 様

海津市特別職報酬等審議会

会 長

中島 雅子 

海津市特別職報酬等の額について（答申）

平成29年9月28日付秘第83号で諮問のありました、特別職の給料の額並びに議会議員の報酬の額について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したのでここに答申します。

海津市特別職報酬等の額について（答申）

1. 特別職報酬等の額

特別職の給料の額並びに議会議員の報酬の額については、次のとおり現行額に据え置くことが適当である。

【現行額】

市長 月額 760,000円（据え置き）
副市長 月額 615,000円（据え置き）
教育長 月額 563,000円（据え置き）

【現行額】

議長 月額 343,000円（据え置き）
副議長 月額 314,000円（据え置き）
委員長 月額 304,000円（据え置き）
議員 月額 294,000円（据え置き）

2. 審議会の開催状況

第1回 特別職報酬等審議会 平成29年9月28日（木）
第2回 特別職報酬等審議会 平成29年10月23日（月）
第3回 特別職報酬等審議会 平成29年11月30日（木）

3. 審議経過及び内容

平成29年9月28日、市長から特別職の給料の額並びに議会議員の報酬の額について諮問を同日付で受け、延べ3回の審議会を開催した。

本審議会は、県内のほか近隣市や産業構造が類似した都市（類似団体）の特別職の報酬等の状況、本市の議員定数とその活動状況、社会の経済情勢や本市の現在の行財政状況、公務員の給与を改定する人事院勧告等についての資料を分析し、専門的かつ市民の立場から率直な意見を述べ、慎重に審議を重ねてきた結果、特別職の報酬等の額について上記の結論に達した。

本審議会における主な審議内容は、次のとおりである。

- （1）本審議会は、平成26年12月18日の海津市特別職報酬等審議会の答申において、「市を取り巻く社会経済情勢等が目まぐるしく変化する現況下に的確に対応し、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を行うためにも、概ね2から3年程度の間隔で、定期的開催することが望ましい」と付記事項とし

て明記した。

市長は、本委員会の意見を尊重し、今回の諮問となった経緯について説明し、委員の共通認識の確認を行った。地方交付税は、平成27年度から引き続き段階的に縮減されている中、地方分権の推進により、これまで以上に特別職の果たすべき職責及び役割が大きくなっていくので、市の財政状況を踏まえた報酬等にすることが望ましい。

- (2) 平成26年度以降、一般職員の給料は人事院勧告により増額改定が続いているが、特別職と議会議員とは勤務形態が異なっており、その職務に対する給料と報酬の性質の違いもあることから、人事院勧告とは切り離して考えている。

特別職及び議会議員の期末手当についても、一般職員同様、人事院勧告を参考にしながら柔軟に対応してきたが、市の財政状況を踏まえ、議会議員は平成28年度に据え置き、特別職においても平成29年度に抑制し、結果的に据え置く措置を図った。

- (3) 特別職の給料の額は、県内各市町村及び近隣市と比較しても決して高い水準ではなく、県下21市中、市長は20番目であり、副市長は21番目、教育長は19番目となっており、給料の額は低い状況にある。昨今の社会経済情勢や生活形態の変化に伴い、多種多様化する市民のニーズに応えるため、さらに特別職の職務と職責は大きなものとなってくる。

しかしながら、過去3年間の当市における財政運営状況等が著しく変動しているとは言えず、引き続きその職務と職責の原則を照らし合わせながら、それに見合う給料の額が求められるものとする。

- (4) 議会議員の報酬の額は、平成25年の市議会議員選挙において、議員定数を18人から現在の15人へと定数を削減し、報酬の総額の抑制を実施した。議会議員には、市民の代表として行政のチェック機能のみならず、市民の意見を率直に反映した政策提案機能の充実も求められている。

議長をはじめ、議会議員の報酬の額も特別職の給料の額と同様に、県内各市町村及び近隣市と比較しても決して高い水準ではないが、市民を代表する優秀な人材が議員となり、市の発展に貢献するためにはその成果に見合う報酬が必要である。

- (5) 本市の財政状況については、法律で規定する健全性は保たれているものの、依然として財政力指数や実質債務残高、経常収支比率等の各種数値を見る

限りでは、決して楽観視できるものではなく、今後も歳入や歳出の面において大変厳しい財政状況が続くものと想定される。

超高齢化と少子化、人口減少という根本的な社会構造ではあるが、市が抱える問題や課題等を少しずつ解決し、財政力の回復につなげていくことも重要と考える。

以上の観点から、今までの要素を客観的に勘案し、特別職の給料の額並びに議会議員の報酬の額については、改定する状況にはないと判断したため、据え置くこととする。

4. おわりに

社会経済情勢等が目まぐるしく変化する中、平成29年度で市長は4期目を迎えた。現在、市の特性や地域資源を最大限に生かしながら、「地方創生改革」を進めており、市長をはじめとする特別職や市民の代表である議会議員には、行政運営をする責任者として、今後も果たすべき役割が益々増えてくるとともに、これまで以上に市民の期待が寄せられている。

人口減少等に対応した地方創生への取り組みは、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に市独自の深化が求められている。これらを十分に認識され、今後も市政の発展や市民福祉の向上、魅力あるまちづくりを目指して、なお一層ご尽力されることを期待するものである。

また、議会議員にあっては、議会のみならず、地域の活動や課題、意見を集約し、市民の声を市政に反映させるため、より活発な議員活動及び議論を期待するものである。

5. 付帯事項

特別職の給料の額並びに議会議員の報酬の額について、現行額に据え置くことが適当であるとの結論に至ったものであるが、現時点の判断であり、今後の社会経済情勢等の変化によっては報酬等の改定が必要になることもあり得る。

今回の審議会の中では、議会議員の報酬等に深く関わるものとし、議員定数や政務活動費、活動日数に伴う議長と議員の報酬の格差について、議論が及びました。議員定数や政務活動費は、審議会の所掌事項ではありませんが、議論の中で、「議会議員の報酬について検討するときは、議員定数のことを念頭に置いて検討すべきである。」という意見がありましたので、参考意見として付記します。

最後に、市民の納得が得られる額となるよう機敏に対応する必要があるため、今後も概ね2年から3年程度の間隔で、定期的を開催することを提言する。

海津市特別職報酬等審議会委員名簿

会 長 中 島 雅 子

委 員 宮 脇 信 幸

委 員 星 野 光 治

委 員 岡 田 均

委 員 中 島 千 寿 子

委 員 下 郷 敬 子

委 員 渡 邊 浩 行